

浜松市建設工事請負契約研究会要綱

(設置)

第1条 浜松市が発注する建設工事に係る請負契約の合理化を図り、当該業務の適正な実施について研究するため浜松市建設工事請負契約研究会（以下「研究会」という。）を置く。

(組織)

第2条 研究会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は財務部を主管する副市長を、委員は別記に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長の職務)

第3条 委員長は研究会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、財務部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 研究会の会議は委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 研究会は、必要があると認めるときは委員以外の関係職員を研究会の会議に出席させることができる。

(専門委員会)

第5条 研究会は専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の構成員に委員以外の職員を加えることができる。

(庶務)

第6条 研究会に関する庶務は、調達課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、昭和57年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別 記

技術統括監、財務部長、産業部長、農林水産担当部長、都市整備部長、花みどり担当部長、土木部長、上下水道部次長